

## 透析医のひとりごと

### 「有床診療所にスプリンクラー等施設整備事業の補助金申請を通じて」

後藤康文

今回の補助金対象面積は、消防法上でいう「スプリンクラーヘッドの設置義務を免除できる」部分（透析室・手術室・放射線室）は除かれる。病室は対象。

もちろん、これらの部屋に対して、むやみに散水すれば機器に重大な損傷を与えたり、直ちに動けない患者の生命に危害を及ぼしたりするかもしれない。ただ、人がいて、物（燃えるもの）があり、機械があればいつどこで火災が発生しても不思議ではない。たまたま設置義務のある部屋で火災が起これば「自動消火」されるかもしれないが、自動消火設備の設置義務のない部屋から出火した場合、自動消火されない分延焼範囲は大きくなり消火しづらくなる。粉末消火器程度ではまったく心許ない。

また、消防法上別棟になる部分に「病床」「入所施設」がない場合は補助対象とならないようであるが、仮に「防火戸」で区画されているとはいえ、いざこの別棟から火災が発生した場合、住宅部分からの火災発生と同じく設備的な損害も含めて入院患者・外来患者への影響は大きい。

今回、当院では「居ながら」の工事になると敷地に余裕がないことから、比較的工事が簡単で設備設置スペースを取らない「パッケージ型消火設備」を選択する予定である。消防法上の別棟も防火戸で区画されているとはいえ火災のリスクを極力減らしたいので、「病床」「入所施設」があるなしにかかわらず「免除できる部分」以外は「パッケージ型自動消火設備」を計画し、その他の部分についても粉末消火器程度では心もとないので、「パッケージ型消火設備」を計画した。

補助対象としては「自動消火設備」とともに「消火設備」も対象とすべきと思う。

〈補助金と事業費とのかい離〉

今回記述したように計画した場合、業者からの見積りでは1億4,000万円ほどかかる。それに対して補助金（17,000円/補助対象床面積）交付が決定しても2,000~2,300万円ほどの補助にしかならないようである。

〈申請期間が短い〉

今回の補助金申請の案内が来たのが3月11日。補助金申請締め切りが4月11日であり、実質20日間で書類・図面・見積りをそろえなければならなかった。

〈補助金対象診療所が少ないのでは？〉

岩手県に申請手続きしたところ、補助金全体の規模について、担当者からは「今回国で考えているのは対象有床診療所の1割程度」とのこと。ただ今年、内示がなかった場合は次年度以降も申請が可能とのこと。

今回の補助対象では、稼働中の有床診療所に対して通常型スプリンクラーだけでなく、水道直結型・パッ

ケージ型の消火設備が認められたのは「居ながら」工事を容易にする面で評価できる。

ただ、昨年10月の有床診療所火災事故のような惨事を繰り返さないためには、補助対象有床診療所の比率を高め、事業費に近づけるような補助金割合にすることが必要と考える。また、個別施設内で火災発生リスクを提言することはもちろん、万が一火災が発生した場合、容易に消火できるような設備に対しても補助金を認めるようにすべきかと思う。

ドキュメンタリー映画「灯り続けた街の明かり」について

岩手・宮城・福島の東北三県を中心に大きな被害をもたらした東日本大震災。津波の猛威は、「想定外」の自然現象として片つけるにはあまりにも甚大な被害を沿岸部各地にもたらした。あれから3年。「あの日私たちには何ができたのか」、遡れば「あの日以前にいかなる備えをするべきだったのか」。自然災害大国・日本の防災対策において、決して風化させてはならない教訓とは？

当院では過去の津波被害に学び、医院を震度7の耐震設計に、また20mの津波まで耐えられる4階建ての防災ビルとして建設していた。重油タンクと給水タンクに加え、屋上に自家発電装置をも設置していた。街中が停電と断水にみまわれ、市庁舎の機能も失われていたあの日の混乱の中で、当院は明かりを灯し続けて人々に安心を与えることができた。200名近くを受け入れる避難所としての機能を果たし、震災翌日から透析医療を再開することができた。

今回、私の高校時代の後輩であり映画関係の仕事をしている方より、この事実を広く紹介するとともに、世界各地の水害危険地域における防災と医療対策の一助にしなければとのことで、ドキュメンタリー映画が発表されている。皆様方の参考になればと思い、合わせて紹介させていただく。

後藤泌尿器科皮膚科医院（岩手）